

【避難情報発令】保育施設（保育園・認定こども園）の臨時休園措置について

羽曳野市こどもえがお部こども保育課
羽曳野市民間保育・こども園連盟

大阪府羽曳野市に、事象が発生した場合、下記のとおり保育施設（保育園・認定こども園）の臨時休園措置を行います。

1. 中学校区内に「避難情報（警戒レベル4：避難指示）」が発令されている場合

○午前7時時点で避難指示が発令されている場合

保育施設（保育園・認定こども園）は休園とする。

ただし、午前10時までに避難指示が解除された場合は、保育を必要とされる方に限って正午から保育を開始する。

ただし、給食の提供は無しとする。

○午前10時時点で避難指示が発令されている場合

保育施設（保育園・認定こども園）は終日休園とする。

2. 中学校区内に「避難情報（警戒レベル5：緊急安全確保）」が発令されている場合

○午前7時の時点で緊急安全確保が発令されている場合

保育施設（保育園・認定こども園）は終日休園とする。

【避難情報発令時の保育園・認定こども園における対応について】

1. 「避難情報（警戒レベル3：高齢者等避難）」（局所的に発令される場合が多い）が発令された際は、状況によっては登園を控えてもらうことも考えられる。
2. 園児が在園中に「避難情報（警戒レベル4：避難指示）」が発令される恐れがある時は、別途こども保育課より指示する。

令和5年9月12日現在